

NIRAの労働政策

榎本正敏

有名な大内・國家独占資本主義論は、資本主義の根本をなす労使関係の変化という点でとらえれば、事実上、失業を問題にし、これがソビエトの社会主義化に始まる全般的危機の、資本主義国内部への内面化をもたらし、これに対処して国家が経済過程に介入するところに国家独占資本主義が成立する、としているとし、これに対して、馬場宏二氏は、失業だけでなく就業労働者も問題だといい、労働基本権の法認によるいわゆる労働同権化など就業労働者にかかる労資関係の変化＝賃金コスト圧力上昇の重要性をも指摘する。現代資本主義に特有な労資関係の変化を、第一次大戦を契機に発生してきた社会革命の危機に對抗する資本主義国家の政治的操縦としての労働者階級の宥和政策を重視する考え方である。これによつて、大内・國家独占資本主義論では好況末期の労働力需給ひつ迫に伴う賃金上昇圧力の減殺という、いわば一般的な恐慌予防のためのインフレ政策として位置づけられてきた管理通貨制下のスペンディング政策も、その意義は、失業ないし恐慌対策に加えて、労働同権化など對労働者宥和策の経済的結果として発生

する賃金コスト上昇圧力の緩和ないし解消による、資本蓄積の維持政策となる点にも求められることになった。現代資本主義における一つの特徴的な社会・政治現象である大衆民主主義的状況の根柢となる労働同権化に着目し重視した議論で、これは加藤栄一氏をはじめ多くの人びとに共有されている。⁽¹⁾

(1) 馬場宏二「国家独占資本主義論をめぐって」（東京大学社会科学研究所『社会科学研究』第二七巻二号、一九七五年、所収）。

加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』（東京大学出版会、一九七三年刊）および「現代資本主義の歴史的位置」（日本評論社『経済セミナー』一九七四年二月号所収）など参照。

筆者も、この労働同権化がもつ現代資本主義における政治経済的意義の重要性を認め、それのもつ意味・役割を明確化して適切に位置づけねばならないと考えている。だが、反面、現代資本主義の危機の根源は、好況期には減少し恐慌・不況期には激増する景気的変動を伴いながらも、第一次大戦以後の資本主義が自律的には解消しえなくなり、社会不安ないし反対運動を生みだす経済的基盤となってきた、構造的大量失業に求められねばならないこと、そして労働同権化は、たんなる政治的な労働者階級の宥和策として登場したに止まるのでなく、最低賃金制や社会保障制度とともに、この大量失業に対抗して労働者の生活保障を行いうえで不可欠な、資本主義国家による労働力市場統制の一環として、経済的役割を担つて登場したものと考へるべきであること、かくして管理通貨制下のスペンドイング政策も、資本主義が自律的に解消しえない大量失業そのものを解消して完全雇用の実現を目指す積極政策として、上記の失業の存在を前提とした消極政策と“対”になって、体制安定をはかつていく、現代資本主義の政策体系の二大支柱の一つに位置づけられるべきものと考えていて。⁽²⁾

(2) 抽稿「現代資本主義論の方法をめぐって」（社会評論社『経済学批判』第五号、一九七九年一月、所収）参照。

ところで、一九三〇年代の現代資本主義への過渡期に、民主主義的体制をとった代表例とされるアメリカのニューディール政策は、まさに筆者の見解を裏づける展開をみせて いるように解されるのである。本稿では、とくに初期ニュー・ディールの中心政策であった全国産業復興法 (National Industrial Recovery Act=NIRA)、なかんづくその労働政策を検討することによって、この点を明らかにしようとするものである。

一般には、ニュー・ディールはその通説的理解として、多種多様な諸利益集団からの、多面的でそれぞれ相対立する諸要求を妥協的ないし総花的にとり込んだ、その意味で政策体系としての統一性を欠いた、雑多な諸施策の集合に過ぎないといわれている。NIRAについても、資本と労働両者の相矛盾する要求の妥協的組合せで、したがって景気政策としても効果のない無理な政策だったと解されるのがふつうである。⁽³⁾ たしかにNIRAがそうした妥協的政策の側面をもつたこと、また一面では景気回復策として登場しながらその実現には効果がなかったことも事実である。しかし、これをもってNIRAを、たんに雑多な組合せで失敗だったと評価し去っていくものであろうか。そこにはすでに、現代的労資関係の形成に欠かせない労働同権化による団体交渉制度がアメリカ史上はじめて承認され設定されることになつて いるのである。

(3) 例えば、新川健三郎『ニュー・ディール』(近藤出版社、一九七三年、九九頁)、加藤栄一、前掲書、七三~七四頁、H.W. Amdt, *The Economic Lessons of the Nineteen-thirties*, 1972. 小沢他訳『世界大不況の教訓』(東洋経済新報社、一九七八年、四五頁以下)など。

ところで、以上の通説的解釈とは異つて、われわれと同じくニュー・ディールの労働政策、さし当りNIRAの労働政策を国家による「労働力統制」と解しながら、他面では、ある意味ではわれわれと全く逆の結論に到達している、

成瀬竜夫氏の見解がある。本稿ではこれを手掛りにすることによって、現代国家の労働政策の意味を確定する作業の一助としたい。

(1)

成瀬氏はその論文「国家カルテルと労働力統制——アメリカの一九三三年全国産業復興法（NIRA）の回顧(1)——」（『京都大学経済学論叢』VOL.・一〇八、NO.・三一四、一九七一年）において、「NIRAの基本的性格を国家カルテルと社会改良的労働力統制の結合形態としてとらえ」（五九頁）るべきだとし、それを主にNIRAの形成過程を考察することによって明らかにしようとしている。

すなわち、氏によれば、大恐慌下で独占資本は市場支配力を失ない蓄積基盤を失なつて危機的状況に陥りつつあつたが、その基本的原因は独占力が労働力統制には及びえないという独占資本の私的統制力の限界にあり、限界的企業やアウト・サイダーの際限のない労働条件の切下げ＝コスト引下げによる価格下落への対抗によつて、過剰生産＝過剰資本の整理が進まなかつたからであつた。そこで独占資本は自己の蓄積基盤を回復するため、労働条件の切下げ競争を防ぎ市場支配力を取戻すために、私的統制力の限界をなす労働力統制＝労働標準の設定を可能にする国家権力の介入＝強制カルテル化を要請した。NIRAは、まさにこの労働力統制に独占体の支配力を及ぼすための国家カルテルであり、その意味の産業統制法だった、といふのである。

氏はこのことの証明のために、①NIRA制定に先立つて、フーバーの財政金融政策によるインフレ的資本救済政

策だけでは、限界企業やアウト・サイダーをも支持して、かえって過剰生産を維持する作用をもつたから効果がなく、それに対する批判として独占的資本家団体による産業統制計画が相次いで提案されてきたこと。②それら統制計画の代表的位置をしめたいわゆるスオーブ・プランが、③もともと独占体の市場支配の機関だった同業組合（trade association）の公正競争規約方式による産業自主統制（そのための反トラスト法の適用除外）への、全企業の参加を国家が強制する国家カルテル化と、④従来の同業組合の統制機能にはみられなかつた、労働時間の短縮と最低賃金制など社会改良的な労働標準の設定を、大恐慌からの脱出への志向から初めて登場させていたこと。⑤さうにそうした要求の根拠として、大恐慌の過程で企業間の「野放し的な労働力搾取競争が先鋭化」し、労働条件の切下げによる過当競争が独占体の市場支配体制を搖がしていたといわれる実態。⑥他方、そうしたなかで、労働時間の週三〇時間への短縮を強制するいわゆるブラック法案やそれに最低賃金制を加えたパーキンス案など、社会政策的労働立法化が進行しており、⑦これが結局は、産業の自主統制計画にとり込まれる形でNIRAが形成された事情など、を説明している。

さて、以上の紹介から知れるように、成瀬説の特徴は、NIRAの産業統制をあくまでも独占資本の要求する施策を国家が実現するという、国家論的にはいわゆる階級国家論の通説的立場から一貫して説明しようとしている点にある。いわく、NIRAは独占体GEの社長スオーブのプランを原型としその延長上にあるものだし、アメリカ独占資本の要求に応じその蓄積基盤を補強すべく、私的統制力の限界を國家権力の強制力によって補完する国家カルテルである。いわく、NIRAの労働政策も同じことで、いわゆる労働条項（第七条）も、独占体の統制力の限界をなす労働力統制を国家の強力をもつて実現しようというものである。その意味で、まさに資本の恐慌対策であり、失なわれた蓄積基盤回復の重要な一環として理解されねばならないのである。

もつとも、氏にあっても、労働力統制そのものが社会改良的措置の意味を含むことは認められている。しかし、基本的にはそれは、あくまでも資本の政策の一環で、「生産制限のための就業時間短縮、独占価格の安定、アウト・サイダーへの対抗手段として、アメリカ独占体の恐慌回避にあくまで従属した性格」（六五頁）のものとなる。さて、氏の右の理解に従えば、NIRAの労働条項は、独占資本の市場支配力の維持に必要な労働標準を決定し、これを限界企業ないしアウト・サイダーに強制できれば十分のはずである。その労働標準は、独占体が独自に決定したもので、しかも、原則として相対的に高能率の設備をもつ独占体自身にとって、コスト上昇をひきおこさない程度の水準ということになろう。また、国家権力の介入は、独占体の決定した協定に全企業を参加させるべく強制する点で働きばよいことになろうが、はたしてNIRAをかかる意味の独占資本のための強制カルテルと労働力統制の結合と解してよいだろうか。

NIRAの中心部分をなす第一部（産業の復興）は、たしかに、資本家の同業組合による産業自主統制を原則として成り立っていて、この同業組合で自主的に取決めたいわゆる公正競争規約が、國家の認可をへたのちは法律と同じ効力をもつて同一産業の全企業に拘束力を及ぼす仕組みになつており、国家的強制カルテルの性質を備えていることはいうまでもない（第三条）。また前述の労働条項も、その公正競争規約内の規約の形式で盛り込まれるのも事実である。

(4) 同業組合ないし事業者團体は、すでに一九世紀末から存在していたが、第一次大戦期に政府に協力してから大いに発展した。一九二六年には連邦取引委員会が取引慣行協議会を設けて指導に当り、同業組合やその企業活動を協定した公正競争規約の締結を促した。以後三年までに、公正競争規約は一五〇の産業で制定され、一九三一年時点では、全国的規模で組織されたものだけで一五〇〇を数えたという。

「同業組合は、価格、生産量、原価、在庫、注文、技術、サービス等の細目に至るまで参加企業に資料公開を要求し、経営権への干渉と競争『倫理』の強要によって、生産と市場に関する独占的諸協定を管理・遂行する機関である」（成瀬竜夫、前掲論文、六五頁）が、しかしこれらの協定は、あくまでも反トラスト法の枠内に限定されていた。

以上、成瀬竜夫、前掲論文、六四～六六頁および中村通義「ニユーディール期のアメリカ資本主義」（宇野弘藏監修『講座・帝國主義の研究』③、青木書店、一九七三年刊、所収）三一八頁参照。

だが反面では、NIRAの労働条項は、いわゆる労働基本権の承認による団体交渉制ないしは国家が決定した労働条件を承認する限りでのみ、同業組合の自主的統制を認めるという条件（「適用上の制限」）を付けていて、一見して、独占資本による自主統制に反する内容になっているのも、また事実である。とくに労働条項のなかでも団体交渉制については、NIRA制定に際して、資本家団体が最後まで懸念し強硬に反対したにもかかわらず採用された事実があり、これはのちに問題にする通りである。また、前記第三条には、有名な「独占または独占行為を許容するものでない」との但し書きも付されている。

一般にNIRAが、資本と労働の相対立する要求を「もごも取り込んで組み合せたとする理解が通説化するのも、こうした事実があるからであろう。成瀬氏のNIRA論、とくにその労働政策の位置づけは、資本のための政策として統一的に理解するユニークな解釈といえないこともないが、はたして正しい解釈といえるであろうか。氏の解釈と一見して矛盾する右の諸事実、とくに労働同権化による団体交渉制の設定をどう解釈したらいいのだろうか。労働同権化の問題は、既述のように、現代資本主義を特徴づける大衆民主主義の根幹を規定する重大問題と目されるだけに、その解釈いかんは現代資本主義論そのものの成否を決しかねない重要な問題の一つといって過言ではなかろう。

成瀬氏はスオープ・プランとNIRAの既述の大枠における表面的な類似性、すなわち同業組合による自主規制と

国家カルテル化、それへの労働力統制の結合の事実によつて、NIRAを資本のための政策とする氏の解釈をすでに証明したもののようで、氏のNIRA制定過程の論証はほとんどもっぱらスオーブ・プランの国家カルテルと労働力統制の要求がいかなる事情からでてくるかの、いわば独占資本の要求がなされる根拠を示すことに当たっている。その結果、われわれの重視とする团体交渉制には全く言及されないままに終つてゐる。⁽⁵⁾しかし成瀬氏とともにNIRAの原型をスオーブ・プランと単純に割切つてしまつて解釈には、筆者はとうてい同調できない。次に具体的にNIRAの制定過程を巡ることによって、筆者の見解を呈示しておこう。これによつてNIRAないしその労働政策の意味をより具体的に理解できると思われるからである。

(5) ここでとりあげた成瀬論文は、「NIRAの回顧⁽¹⁾」と副題され、もっぱらNIRAの制定過程の考察に當てられて、NIRAそのものの分析がないので、これはある意味では止むをえないといえるかも知れない。何故か氏の連続論文「回顧」の⁽²⁾以下が今日まで発表されていないのである。

(2)

ルーズベルトが大統領に就任した一九三三年三月といえば、アメリカでは二九年に始つた大恐慌が最悪の事態に達した時期であった。周知のように、当時、失業・就業を問わず労働者階級は、一説には一五、六百万人に及ぶといわれた大失業者群の発生と、それを背景に労働条件の際限のない激しい切下げによる極端な長労働時間・低賃金化ないし部分労働者化の進展によつて、また農民も、世界的農業不況のなかで農産物価格の暴落と農工間価格シーケンスの拡大

で、いずれもその生活難が危機的状況に達していた。そしてこれら都市と農村の労働大衆の組織的なあるいは自然発生的な生活危機の打開を要求する運動ないし抗争が激しくなり、直接、社会的政治的な革命の危機に直面したとはいえないにしても、激しい社会不安からいすれそうした革命の危機に発展しかねないと危機感をアメリカ社会全体に抱かせるには十分な状況に達していた。⁽⁶⁾ 成瀬氏も指摘しているように、この危機の緩和のためには、何らかの社会政策的措置を欠かせない状況だったのである。こうした経済・社会・政治状勢を背景として、プロ・レイバー的な上院議員H・ブラックによつて提案され多数の支持を得て、四月六日に上院を通過した「週三〇時間法」案が、失業問題の解決をテコとし景気回復をもはかるという、失業対策優先の産業復興政策として、まず登場したのであった。

(6) 成瀬氏は、「NIRAによる国家の直接統制の基本的契機となつたものを、恐慌過程の現実のなかからつかもうとする時注目せざるをえない、重要な事実の第三のものとして、労働者・農民等の「組織的・自然発生的な運動・抗争」を指摘しているのである（前掲論文、六六頁）が、独占資本の要求を重視し中心とする氏は、この事実を二次的に取扱い、考察の対象外においてしまつてゐる。しかし、行論のうちに明らかなるように、国家の産業労働統制への出動を促す起動力は、むしろこの要因の方にあつたのではなかろうか、この点の理解の相違が、われわれと成瀬氏の全体的解釈の相違の根幹をなしてゐるのである。

なお、当時のアメリカの労働問題の実態については、萩原進「アメリカ資本主義と労使関係」（戸塚・徳永編『現代労働問題』有斐閣、一九七七年刊、所収）一六四頁以下の叙述が参考になる。

大恐慌の進展につれて、それまでにもさまざまな産業復興ないし失業・雇用対策案がすでに提案されてきていた。

成瀬氏の重視するスオーピ・プランに集約されていった、価格・利潤の保護をはかる資本家団体の統制計画をはじめ、労働基準の保護を求める労働界や、国家の管理・統制を重視する産業統制派や公共事業派など、多種多様な産業復興構想があつた。もちろんルーズベルト政府は、その就任当初からこの産業復興・失業雇用問題の解決に重大な関心を

寄せていた。しかしそれらは、いずれにせよ産業・労働に対して何らかの国家統制・介入を免れないのは明らかで、ここにはアメリカ特有の憲法問題⁽⁷⁾もあって、容易にその具体策をもてなかつた。したがつてルーズベルト政府は右の諸要求に対しても当初はきわめて消極的であったといわれている。

- (7) アメリカ合衆国憲法では、連邦政府の権限の及ぶ範囲を国防と外交ならびに州際に関する事柄に限定している。そして從来、生産点にかかる事柄はすべて州権に属することと解ってきた。したがつて産業・労働に対する国家統制は憲法違反と解され得たし、現にそうした判決がなされてきた（ハンマー対ディーゲンハルト事件判決）。
- (8) モーレーによれば、ルーズベルトは大統領就任後「か月をへた四月初め段階まで、産業政策をとるべきではない」という見解であつたという（R. Moley, *After Seven Years*, New York, 1939, p. 186）。

ブラック法案の上院通過の事実は、このルーズベルトに衝撃を与え、いの消極的態度を転換させた。ルーズベルト政府は、これを転機とし手掛けとして、積極的に産業統制に乗りだすことになった。それは、右の事実が、一方では、失業・雇用問題の解決を要求する世論の力の強さを感得させると同時に、他方では、憲法問題を突破して産業・労働統制に國家権力が介入できる方策をも、指示することになつたからと言えよう。⁽¹⁰⁾

- (9) ブラック法案の上院通過に際しては、あらかじめ上院司法委員会の違憲審査をへていたのである（M. Derber & E. Young, *Labor, and the New Deal*, 1957. 水田他訳『現代アメリカ労働運動史』日刊労働通信社、一九六四年、二八八頁）。

もとより、ブラック法案とは、同一労働者の「一日六時間以上、一週五日間以上の労働によって生産されたいかなる商品の州際取引も禁止する」という、きわめて単純な内容である。要するに、あらゆる産業部門の労働時間に一律の法的規制を加えて統制し、当時平均週四〇時間といわれた労働時間を四分の一だけ短縮し、「仕事の分合」（share the work）によって雇用をふやす（ブラックによれば六〇〇万人の増）のが直接の目的である。この意味で同法は失業

対策の色彩の濃厚な法律といつてよい。だが提案者はさらに、雇用増の結果として労働力市場がひき締まり、単位当たり賃率が上昇して、労働者階級全体の賃金総額＝購買力が増大して、結局は景気回復策にもなる、と主張していた。⁽¹⁾

(1) 新川氏は「(アラック法案の一筆者)計画化の中味が計画機構の樹立ではなく、労働時間の縮小に限定されたところに、他の経済統制諸案とは異なり、労働保護立法とみなされる」とになる原因があつた。(前掲書、九二頁)と指摘しているが、実際には、本文で述べるよろに、客観的にみてアラック法は景気回復策ではありえず、失業対策の意味しか持らえなかつたのである。

(2) H. Black, *The Shorter Work Week and Work Day, Annals of the American Academy of Political and Social Science*, Vol. 184, 1936, pp. 65~67, (以後 *Annals of A.A.P.S.S.* と記す。)

だが、客観的にいへりには11つの基本的な問題点があつた。

その第一は、労働時間に限定して労働標準を法定し、時間短縮によって雇用をややすらう、その唯一つの実行手段が、そもそも現実には実行不可能な方法であつた。

すなわち週三〇時間法には賃金に関する規制は欠如しているから、同一労働者の就業時間週三〇時間への労働標準の強制は、雇用増を当然に予想させるが、しかし、大量失業の状況下では、一般的にはさし当り単位当たり賃率(時間賃金など)には変化がないとみなければなるまい。したがつて、すべなくとも実施当初は、雇用労働者の一人当たり稼得賃金額(例えば週賃金)は時間の短縮割合に応じて縮減せざるをえないであろう。(つまり仕事(=雇用)の分合いは、すなわち賃金の分合いから出発せざるをえない)のである。だが、大恐慌下ではたんに失業だけではなく、失業の圧力にあつて賃金圧下からすでに生活難に陥つてゐる多数の就業労働者の生活問題も重大な労働問題の一つである。したがつて雇用労働者の賃金を削減し、実質的に多数の労働者を部分労働者化することしか始まらないのでは、失

業・雇用問題を解決するはずの方策が半失業者化・生活破滅の労働者層を押し広げて、かえって失業問題の悪化をもたらすことにもなってしまう。⁽¹⁾ つまりここには労働者の最低生活の保障ないし生活資金の確保の方法が欠けているのである。これでは例え一時的現象に止まるとしても、現実政治ではとうてい実行できる性質の方策とはいえないものである。

⁽¹⁾ 企米産業会議（N.I.C.B.）の賃金調査によると、一九三一年末までに、大恐慌過程で八七%の企業が一度から数度の賃金切下げを行なつており、その平均切下げ率は一八%であった。この間消費者物価が二五%下つたから、失業を免れた労働者は平均的には実質的な賃金率（時間当り）の低下をこうむらずにすんだともいえるが、しかし、同じ三年の労働省の調査によると、調査対象企業のうちフル操業を行なっている企業は二六%以下であり、とくに製造工業の大半は部分操業で、全雇用者の五六%が短時間雇用で、その平均労働時間は標準フルタイムの五九%にすぎなかつた。したがつて労働者の稼得賃金はほぼ四〇%方の大幅な減少をみたのであって、多数の労働者が貧困化していたのである（以上、林原進、前掲論文、一六五五六六頁より）。

⁽²⁾ 現に大恐慌時には、「仕事の分合」運動が展開され、公営事業や民間でも裁縫業・印刷業などでは、労働組合が中心になって仕事の分合が試みられたが、事实上、仕事の「分散」にはなつたが、同時に所得削減と「貧困の分配」にもなり、十でに仕事の合併は就業者の一方的負担による失業救済に過ぎない、との批判がなされていたといふ（L. Bernstein, *The Lean Years*, Boston, 1960, pp. 476-82）。

次に第二には、これが景気回復策にもなるとの想定の誤りである。

すなわち同法の最終目標は、時短による雇用増が労働者階級の賃金増・購買力増をもたらして需要不足に悩む産業に景気回復の力を与えることにあるが、ここには二つの誤った想定がある。一つは、週三〇時間への時短による雇用増が、大量失業下の労働力市場の需給ひつ迫・賃金率の上昇にどの程度作用するか、あるいは、そもそも賃金上昇が生じるかどうかかも不確実であること⁽³⁾、さらに、より根本的にいって、もし賃金率の上昇が生じたとすれば、それは

資本にとっては資金コストの上昇でそれだけ利潤率の削減を意味し、投資抑制に作用するのは明らかである。ブラック法は、よく指摘されるように、大恐慌の原因をたんなる需要不足に解消して理解するいわゆる購買力理論にのつた提案であつて、労資の対抗的利害関係に立脚する資本主義経済の本質を無視したところに成り立つ方策だったわけである。労働条件の改善をもつて景気回復策たらしめる」とはそもそも不可能だし、したがつて雇用増加を達成することも困難になるであらう。

(15) モールトン (H. Moulton, *In Defense of the Longer Work Week, Annals of A.A.P.S.S.*, Vol. 184, p. 69) によれば、ブラックは週三〇時間ぐの時短による六〇〇万人の雇用増を、「一九一九年当時は基準として、この間の生産性の上昇率から逆算して算定している」という。しかし、これでは、この間の総労働者数の増加分（＝失業增加分）および産業間の生産性上昇率の相違を全く無視した計算にすぎないから、実際に六〇〇万人の雇用増が生じるかどうか不明だし、またたとえ計算通りの雇用増になつたとしても、労働力市場の需給状態は一九年当時のそれより緩慢な状態が予想されるのである。

もし、ルーズベルト政府は、根本的には、失業・雇用問題の解決を社会的・政治的に緊急かつ不可欠とする事態が背後についたし、また現実問題としても、実行不可能なブラック法がすでに上院を通過し立法化寸前の状況にあつた事実にも促迫されていた。そこで実際には、第二の景気回復策でありえない問題を不間にかして、といふよりむしろこれを支持して、第一の実行不可能なブラック法を実行可能にする (“to make the Black bill workable”) じみで、自らの積極的な産業政策に採用したのであった。ルーズベルトは、ブラック法案に反対し、その下院通過・成立を阻止するため、これに代置すべく自己の産業政策を代替案として下院に提案した。これが労働長官E・ペーキンスに命じて作成させた、いわゆるバーキンス代替案であった。

(16) C. Roos, *NRA Economic Planning*, Rep., New York, 1971, p. 32.

(1) ハーレンシッター (A. Schlesinger, Jr., *The Age of Roosevelt*, Vol. II, Boston, 1958. 佐々木寺三郎訳『ローレンス・ハルトの時代』) II、論争社、一九六〇年、(二〇頁) は、トラハット法に対するオーブルトの態度について「大統領はよくじいの法律の融通性のないことに嫌気がさしていた。……そのうえ、彼はこの法律が違憲であると考えていた。それでも、彼はその意図していたことには同情の念を抱いていた。……工業戦線で行動をおこせよから國民のうちに高まりつつある要求を、彼はとくに強く感じていたのであろう。」と述べてゐる。

バーキンス案は、ブラック法で資本家団体の集中的批判を浴びた週三〇時間の硬直的な一律の適用に対しても、経済界の実体により即した一定の弾力化措置を導入する、いわば部分的手直しのほか、主として次の二点が新たに付加された」とになつた。

(2) 弹力化措置は具体的には、①季節的変動を考慮して、年間一〇週以上、最高週四〇時間までの延長を認めたこと、②職種別の特殊性を考慮したこと、の二点であった。

以上述べた、バーキンス案について C. Ross, *op. cit.*, p. 32n, 及ぶ I. Bernstein, *Turbulent Years*, Boston, 1970, pp. 26~27 によれば。

その第一の最も重要な追加条項は、いわゆる最低賃金制の導入だ。されば、これは過労競争の制限規定であつた。

第一の最低賃金制は、労働長官が任命する「公正賃金委員会」 (Fair Wage Board) が各業種ごとに設置し、同委員会が「業種」と「地域」との生活水準 (the prevailing minimum standards of living in the community) を考慮して、それぞれの最低賃金を決定し、労働長官に勅告し、労働長官が「れなつて」「直接命令」によって強制・実施する、権力的統制の厳しい仕組みになつていた。いわゆる「」の最低賃金制の導入は、ブラック法を実行不能にして、た労働者の生活保障を行うことで実行可能な法律にする核心的な追加規定である。何よりも重要なのは、たんに賃金の

分合いを防止するだけでなく、より積極的な失業・雇用問題の解決の立場から、労働者の最低生活を保障するいわゆる生活賃金の支給を目指していたことである。したがってペーキンスによれば、じつでの最低賃金とは、「生活水準の理念」(the idea of a living standard)に従って決定されるべきであった。実際にも、ペーキンス案の最低賃金は、公正賃金委員会が「地域の生活水準」を考慮して決定され、低賃金労働者全体に適用されるものとされていたのだ⁽¹⁹⁾。

⁽¹⁹⁾ F. Perkins, *The Roosevelt I Knew*, London, 1947, p. 157.

第二の追加条項は、産業の過当競争の排除や価格統制のため資本間の取引協定を締結させ、それに対する反トラスト法の適用除外の認可権や過剰生産調整権を労働長官に与えるものであった。そしてこの意味は第一の最低賃金制の導入を補正する性格の対資本政策と考えられよう。

すなわち、ブロック法の時間短縮にしても週三〇時間への大幅短縮となると、資本家団体の反対があつたことからも知れるように、多少なりとも資本にとってコスト上昇要因となり負担になる⁽²⁰⁾が、しかしさし当り大部分は労働者間の賃金の分合いに過ぎず、その意味では労働者相互間の負担の問題に止まっていた。だが、これに賃金規制が加わり、生活賃金の保障が問題となれば、時短は同時に時間賃金率の上昇を不可避とするから、ここでは一変して、今度は大部分が資本の賃金コスト上昇要因となり、利潤を削減する資本負担の失業雇用対策になる点に注意しなければならない。とくに長時間労働と賃金切下げによってもっぱら恐慌下の価格下落に対抗し経営を維持した、いわゆる競争産業部門の中小資本をはじめとする弱小資本にとっては、この労働統制の作用は耐え難く、恐慌下の低価格では生産コストからぐなえない企業の続出が予想され、大量破産による恐慌の激化の危険性がきわめて大きい。かくて最低賃金制の導入に対しては、これら競争産業をはじめとする諸資本の少くとも生産コストを補償する資本対策をあらかじめ

用意する必要があった。資本の共同行為をある程度認める資本条項が追補された理由はここにあるといえよう。したがつてこれは、決して一般的な独占行為の承認ではない。独占的価格つまり上げは生活賃金の保障とは対立する関係にあり、基本政策を阻害するはずだからである。實際その内容をみると、労働長官の認可・調整権が強く認められ、共同行為の独占化を監視するチャーチ機構の色彩が強かつたとみられ、あくまでも労働政策の実施のための現実的条件を整備する、補正的性質と解されるのである。⁽²¹⁾

（22）熟練工の雇用増加が問題で、熟練工不足から賃金率の上界が起りうる。

（23）新川氏（前掲書九二二・九三頁）は、「諸利害の調和」の理念に立つルーズベルトが労働保護立法たるブラック法に最低賃金条項をつけ加えたのに対する資本側への譲歩として、右の資本対策を理解している。しかしこれでは、最低賃金条項 자체が付加された理由は全く不明だし、また、「とにかく政府の統制権が漠然とながら大幅に認められていたのにたいし、資本の利益を保証する措置が……十分明確に規定されていなかつた。」のは奇妙である。

（3）

かくしてバーキンス案は、ブラック法案を実行可能にする方策ではあったが、反面、生活保障の賃金規定を不可欠とすることによって、国家権力の介入による賃金統制を避けられないことになった。これは大恐慌下の失業問題がたんに失業者の問題であるだけでなく、それが就業者の足かせになつて生活問題の根因ともなつている事実が、政策面へ反映したものといえよう。だが、賃金は、資本主義的商品経済の要となる基軸商品＝労働力商品の価格であつて、労資の階級関係を決定する意味をもつばかりでなく、労資の利害は全く相反する対立関係にある。また具体的には、

労・資それぞれの内部に特殊の条件に応じた複雑な利害関係の相違もある。だから、これを商品経済の価格機構に代つて、国家が法的・権力的に統制し決定することは、非常に困難である。⁽²²⁾ もとより生活賃金といつても、それに何らかの客観的基準があつて、労資双方を納得させうる性質のものではない。バーキンス案が業種別に公正賃金委員会を設けて、資本・労働両者の意見を入れうるように配慮したのもそのためである。しかし、それで労資の利害対立が解消するわけではなく、結局は、最終決定権をもつ労働長官(=国家)による調整・統制に委ねねばならない点に、根本的な変化はない。

(22) 披露、前掲論文、一八三頁参照。

現実には、國家統制による生活賃金の決定方式に利潤削減の危険をみた資本家団体は、ブラック法に対するのとは比較にならない激しい反対運動を開いて、産業の自主統制を強力に主張した。また、AFLをはじめ組織労働も、自己の交渉力による有利な賃金決定を阻害されることを恐れて、ブラック法とは態度を一変して、同じく真向から反対に転じ、労働基本権の法認による団体交渉制を要求した。⁽²³⁾

(23) バーキンス案に対する資本の反対は強硬かつ組織的で、同案が提案されると、直ちに各地で反対集会を開き、批判決議を出したのをはじめ、大がかりな示威運動を開くとともに、全米商工会議所会頭H・I・ハリマン、全米製造業者連盟のJ・エメリー、鉄鋼連盟のR・ラモント、全米自動車商工会議所会頭A・スローンらが下院労働委員会の証言に立ち、真向から反対意見を述べるなど、院内・外での活躍は目覚しかつた。彼らのバーキンス案に対する批判は「経験と責任ある経営者から経営権を奪い官僚統制に代えようとするものだ」とし、政府の賃金統制を非難するにあつた。一方、労働側も、AFLが下院労働委員会で強硬な反対証言を行い、婦人・児童に対する以外の最低賃金規定には断固反対を表明した。公正賃金委員会による最低賃金の決定が未熟練労働者を対象として低い水準に決り、熟練労働者の賃金水準のそれとのさや寄せを恐れたからだという。

「されにせよ、」の労資の一一致した激しい反対運動はルーズベルトを「狼狽させた」ほむだつたじごう (R. Moley, *op. cit.*, p. 187)

など、以上の労・資団体の反対運動について詳しく述べ左記の文献をみよ。

I. Bernstein, *Turbulent Years*, pp. 26~27. M. Derber, *op. cit.*, 前掲邦訳書、二九〇~九一頁。

資本・労働団体の一致した強力な反対を押して、ルーズベルト政府が賃金に対する直接統制を強行できる政治的基盤は存在せず、その立法化は不可能であった。たゞ大統領が議会に圧力をかけて立法化を强行しても、結局は違憲判決を免れがたいのが現状といえた。現に、ペーキンス代替案を審議していた前記の下院労働委員会も、この情勢を反映して、問題の賃金統制方式を修正し、労働組合の要求してきた団体交渉制と国家統制を併用する方式に修正・可決していた（五月一〇日）。

(2) 下院労働委員会修正案の内容は、①労働長官を議長とする通商規制委員会 (Trade Regulation Board) の設置、②労働組合との協約の締結、ないし、賃金その他労働条件ならびに生産調整に関する同委員会の規制に応諾する企業に対し營業特許、③特許取得要件として、週三〇時間（基本）および生活賃金の支払い、児童・強制労働の禁止、労働基本権の承認など、であった (I. Bernstein, *The New Deal Collective Bargaining Policy*, Rep. ed., New York, 1975, p. 31)。⁽²⁾

かくしてルーズベルト政府も、直接的な賃金統制方式を改め、より商品経済的な形式にマッチした統制方式に修正せざるを得なかつた。その新たな方式は、具体的には下院労働委員会でも取上げられた、労働基本権の承認による団体交渉の制度化を基本におくものであった。これは何を意味するか。

國家が賃金統制を行うそもその目的は、大量失業の条件下で就業労働者の生活賃金を確保することにあつた。労働力商品の需給アンバランスが極端となり価格形成機能が麻痺状態に陥っている労働力市場に一定の秩序を与え、失

業者の就業労働者に対する無制限な競争²¹・労働条件の抑下圧力をある程度しや断して生活賃金を守る防波堤が必要であるが、それには労働組合による労働力市場の組織化が不可欠である。具体的には労働組合の団結力をもつて資本と交渉し労働条件を決定する団体交渉制の確立、さらには、その団体交渉制を保障する労働基本権の法認、いわゆる労働同権化が必要である。つまり、団体交渉による協約賃金の決定は労資間の自主交渉による、その意味では、商品経済的枠組みのなかでの決定方式で、国家の直接統制はさし当り排除され、その分代位されうるのである。組織労働は、限度もつが、それに代りうる統制力をもっているのである。²²この意味で団体交渉制度は国家の直接的な労働力統制に代位して登場したものと解されるのである。

四 より詳しく述べ、拙稿、前掲論文、一八二一と八三頁参照。

さて、組織労働の対資本交渉力に賃金統制がゆだねられることになると、ここには二つの現実的問題がある。賃金統制の中心的な対象は、具体的には、いうまでもなく一般の未熟練労働者の生活賃金の保障にあつたから、問題の労働組合は通常産業別組織が基本で、²³団体交渉と協約賃金化は産業別に行なわれる。そこで第一に、労組が存在する産業部門では、非協約企業について、また第二には、未組織産業の企業について、いかにして、団体交渉制を原則とした賃金統制方式に組み込むかの問題である。いいかえれば、組織労働の団体交渉により獲得した生活賃金²⁴・協約賃金をいかにして未組織労働部分に適用し波及させるかである。当時のアメリカでは、労働組合は熟練工を中心のいわゆるクラフト・ユニオンの性格が支配的なAFL（アメリカ労働総同盟）が唯一つの全国組織で、未熟練労働者中心の大衆生産工業の鉄鋼・自動車など基軸産業では、ほとんど未組織の状況にあつたから、この問題はきわめて重大であつた。

(26) 小川登『労働経済論の基本問題』、ミネルヴァ書房、一九七三年、一二九と二三頁参照。

(27) 萩原進「所得政策・社会契約」（大内・向坂監修『統・大系国家独占資本主義②』河出書房新社、一九七八年所収）三九八頁参照。

それはともかく、まず第二の未組織産業の場合をみると、そこでは交渉すべき労組をもたない以上、何らかの形で國家が直接介入せざるをえないが、しかし団体交渉制による協約賃金を原則とする建前からして、当然に、国家的統制賃金を二次的ないし部分的・例外的なものとして位置づけ、協約賃金に準じた取扱いとなるはずである。そこでまず第一の協約賃金の非協約企業への適用方法を問題にすれば、大別二通りがありうる。一つは、國家が協約賃金に応諾した企業のみに特許状を与えて営業を認める営業特許状方式で、前述の下院労働委員会修正案で採用した方法であった⁽²⁸⁾。またもう一つは、協約賃金を協約企業の統制規約とする自主的な産業統制方式を認め、非協約企業にこれへの参加を強制するという、国家的統制としてはより間接的な統制方法であり、いうまでもなく後者がさきの原則によりマッチした方法といえる。⁽²⁹⁾

(28) ルーズベルトは議院運営委員会に亘って成立寸前の下院労働委員会修正案の成立を再び抑止したといわれるが、これにはそれがなりの理由があつたこというまでもない。すなわち同修正案の特徴は、営業特許制をもつて強制する点にあるが、特許制は特定条件を満たさない企業の営業を禁止する直接統制色の強い方法で、営業の自由との兼ねあいで、再び違憲問題にぶつかるおそれがあるといえよう。

(29) 念のために注意しておくと、協約賃金を自主的統制方式をもつて非協約企業に強制する方法をとらざるをえなかつた理由としては、当時アメリカの労働組合の組織率が低く、基幹的労働部分が未組織だったことと、また組織形態が産業別組織ではなく職能別が主だったことに由来すると解される。基軸産業の組織化が進む一方、それによつて未組織労働を周辺部分の二次的存在とみなししうれば、団体交渉制による協約賃金と二次的部力を例外として国家統制することで十分対処しうるからである。この点は、NIRA以後の労働力統制を見る場合に重要な要素である。

かくて、現実にも、後者の産業別の自主統制方式とそれへの全企業の参加強制の方法が選ばれ採用されることになった。すなわち、まず団体交渉制による協約賃金が当該産業部門の協約諸資本間の自主統制規約とされ、次にこれに法的強制力を賦与して、非協約資本にも統制力を及ぼす。そしてさらに未組織産業については、部分的・例外的なものとして、国家が最低賃金を決定し、協約賃金に準じて当該産業に自主統制させる形式をとるものである。

なお、団体交渉制による協約賃金化を基軸とする産業の自主統制方式を原則とすると、①ブラック法以来の労働時間の短縮も、労働協約の対象ないし内容とするのが当然である。もともと賃金と労働時間は労働力商品の価格を實質的に決めるうえで分離できない二大要素だからである。したがって、週三〇時間の絶対値は抹消され、最低賃金に対する最高労働時間規定を規約化すべきものと、抽象的に規定されることになる。さらに②労働条件について産業の自主統制を認める以上、自主統制一般を禁止する反トラスト法の建前は崩れて、企業間の協同行為そのものを禁じることは不可能になり、これを原則的に認めざるをえなくなるが、同時に、③労働条件の改善に伴うコスト上昇をカバーする弱小企業間の協同行為の承認も、この自主統制内のものとなりうる点にも、注意する必要がある。

かくして、国家が自己の課題とする失業・雇用問題の解決（ひいては景気回復）のために必要な労働時間・賃金統制は、団体交渉制度の導入によって著しく直接統制の色彩を稀薄にし間接的統制化されうるものとなつた。今や国家の直接の統制点は、労働基本権の法認による団体交渉の制度化と最高労働時間・最低賃金など労働条件についての例外的・二次的部分についての決定、それらの産業自主統制規約への縁入れとその自主規約への法的強制力の賦与、そしてこの自主規制方式の国家的目標達成に適合する範囲内（独占化の制限）に止めるための監視、といった、いわば核心的な労働統制から離れた周辺部分の統制に止めることによって、憲法問題なしし直接統制をできるだけ回避しつ

つ、しかも必要な労働力統制を可能にするシステムをつくることになつたのである。

さて、ここまでくれば、國家課題を遂行する現実の方策として、從来資本家団体が要請し主張してきた同業組合による公正競争規約の、産業自治の建前にたつ自主統制方式を活用できる形になつてゐることは、明らかである。そこで實際にも、同業組合の公正競争規約による産業自治的統制方式に、前記の國家統制に必要な強制・規制を織込んだ、いわゆる「政府とビジネスの協同体制」の形で、NIRAは制定されたわけである。⁽³⁹⁾

NIRA草案は、たくさんの人々のさまざまな意見や統制計画をもつた人びとの手によって作成された (A. Schlesinger, Jr., *The Age of Roosevelt*, Vol. II, 1958. 佐々木尊三郎訳『ローズヴェルトの時代II』論争社、一九六三年、八〇頁以下)。そしてこの事実をもってNIRAが諸利害の妥協の產物たることの根拠にする議論をよく見掛けるが、説得的とはいえないだろう。

以上の制定過程の検討から明らかなように、NIRAは、労働時間の短縮による雇用の拡大と就業労働者の生活資金の確保をはかる労働政策が基本であった。その労働政策を実現する現実的手段として、実行困難な國家権力による直接統制に代つて、労働基本権の承認による団体交渉の制度化が行なわれた。資本のカルテル行為の禁止を緩和する反トラスト法の適用除外の資本政策も、右の目標を達成する上で必要な限りで認められるに過ぎない。すくなくとも立法上の主旨はこうであったといえよう。事実、NIRAの下院への提案（五月一七日）と同時に発表された大統領声明（議会特別教書）では、「人びとを仕事につけるための国家的規模における二つの方策を提案する。第一の提案（I）は、産業界の協調的運動によつて就業労働時間を短縮し、その短縮された労働時間に対して現行賃金を支払い、不公正競争と過剰生産を排除し、これを調整し、もつて広汎な再雇用拡大を実現する政策である。」と述べ、右

の主旨を明確にして」。

(3) C. Dearing et. al., *The ABC of the NRA*, Washington, 1934, p. 113.

なお引用文中の「現行賃金 (a recent wages)」は「いまは、ルーズベルトはNIRA成立の署名に当つての宣言 (六月一六日) では「労働者に対し生活賃銀以下の賃金を支払わねばやつてゆけぬような事業はわが国において存続する権利はない……そして生活賃金とは生きていくだけの賃金水準より高い賃金を意味する、すなわち見苦しくない程度の生活をなしうる賃金をいうのである」 (ibid, p. 125) として、生活賃金の考え方を明らかにしてゐる。

実際、NIRAの構造をみても、同業組合の公正競争規約による産業自主統制方式の原則を前面にだしてはいる (第三条) が、その「適用上の制限」として、労働基本権の承認と団体交渉制度の促進、二次的な部分については國家によつて決定された「最高労働時間、最低賃金を含む労働基準を設定し具備する限りでのみ」の自主統制方式を認める (第七条) こと、また、その自主統制も「独占または独占的行為を許容するものではない」「(三)条 b 項) との但し書きを付してこれを監視チェックする国家の認可権をも規定して、その意図を明示しているのである。

(補注) なおNIRAには、第一部「産業復興」と並んで第二部「公共事業及び建設計画」がある。これは、その資金枠として100億ドルの当時としてはかなり大規模な支出額を認められていて、NIRAでも重要な位置を占めているのであるが、従来、

一般には、現代資本主義におけるスベンディング政策としての位置、役割との対比で問題とされ、評価されるのが普通であった。

もちろん、われわれも、このスペンディング政策として的一面を全く否定するものではないが、NIRAそのものの政策体系とのかがわりでいえば、ルーズベルトの説明にもあるように (提案主旨説明の特別教書) 政府の「直接的雇用拡大のための広汎な計画」であり、第一部「産業復興」計画の労働政策を補完する意図であり、これ自体で景気刺激を狙うものではなかつたと解されるのである。そしてこの第二部の補完がなされた理由としては、第一部の発動による雇用拡大には一定の時間を要することが予想され、その空白を埋めて早急な雇用増→景気回復を計る意味もあつたが、より基本的には、これも第一部に団体交渉制が入つた事情に由来するものと解される。すなわち団体交渉制度は就業労働者の生活保障を確保する建前で導入されたこと

から明らかのように、団体交渉制による労働条件の決定はどうしても生活賃金の確保・改善に力点が置かれ、雇用拡大にかかわる時短は二次的となる。ブラック法以来の「三〇時間」が消された事実がこれを端的に示している。要するに、第Ⅱ部は、団体交渉制の導入によって、NIRA第Ⅰ部が雇用増加を最優先するブラック法から就業労働者の生活保障に重点を移し変えたのに対応して、ブラック法で期待された雇用増加を維持すべく、その意味の補完計画として付加されたものといえよう。

NIRAはかかる性質のものであったから、組織労働はもぢらんこれに賛成したが、資本家団体はこれまたきわめて当然のことだが、最後まで団体交渉制の導入には反対した。しかしすでに指摘したように、失業・雇用問題の解決は当時の世論であり、ブラック法案の上院通過、さらにはペーリンス案の下院労働委員会修正案の委員会可決の事実がこれを証明している。そこで資本も、もしこれを拒否しつければより直接的な国家統制の復活を免れ難いとする危機感から、結局はこの大勢に従がわざるをえなかつたのである。NIRAはこうして上下両院の議決をへて六月一六日成立了。

(32) 当時資本が団体交渉制を含む労働条項を受入れざるをえなかつた事情は、E. Lindley, *The Roosevelt Revolution*, New York, 1933, pp. 155~57 など。H. Krooss, *Executive Opinion: What Business Leaders Said and Thought on Economic Issues, 1920s-1960s*, New York, 1970, p. 171. を参照せよ。

(4)

さて本稿では、NIRAそのものの法文内容にまで立ち入った分析・議論をほとんど展開しえなかつたが、この程度の制定過程の考察からでも、成瀬氏の見解と対立する多くの重要な知見をえることができた。次にその主なものを

掲げて、締めくくりとしよう。

まず第一には、成瀬氏の見解とは異つて、NIRAは、スオーブ・プランを原型とする独占資本救済策ではなくて、失業・雇用対策として登場したブラック法の主旨を国家が汲み上げ、自己の産業統制策として発展させたもので、構造的大量失業を根柢に発生する社会的・政治的危機に対処する國家の対労働政策を基本とする。それが資本政策の側面をもつた事実を否定しえないが、それはむしろ弱小資本に対するものと、労働力統制を自主規制方式とした仕方との関連で発生したものである。氏は、単純な階級国家論に立脚しているため、國家の危機対策としの労働政策の重要性を軽視し、基本線を見失つたものといわざるをえない。

そこで第二に、NIRAの労働条項の理解がまるで異つてくる。氏の解釈では、労働条項は独占体の市場支配力の維持に必要な限りでの労働標準の決定方式となるのだから、すでに指摘したように、一般には、独占体自身のコスト・アップ要因にはならない程度のものと解さねばならないだろう。だが現実には、バーキンス案でみたように、労働統制が時短による雇用拡大と生活賃金の確保を目指とするならば、それは資本にとって一般的に賃金コストの上昇¹¹負担となる性質のもので、独占体の要求をこえる国家的動機に発する性格のものであった。NIRAの労働条項では、たしかに最高労働時間・最低賃金の抽象的規定となつてゐるが、これは労働同権化による団体交渉制の導入との関連で生じたわけで、國家の目的・労働政策に基本的变化はなかつたのである。

最後に第三に、成瀬氏の論理では、労働同権化・団体交渉制がNIRAで登場した根柢がきわめて曖昧である。独占資本の要求に沿つた労働標準の決定・維持の論理から団体交渉制はできようがないからである。すでに指摘したように、労働統制に社会改良的措置の意味が含まれている事実を認め、「社会的政治的危機の緩和のため」（六六頁）

に行われるとの指摘があるが、具体的にそれがどう団体交渉制と結びつくのかはわからない。

氏の最近の論文〔「アメリカにおける社会政策」、総合労働研究所『季刊・労働法』別冊第5号、一九七九年五月、所収、一一頁〕では、この点について「資本家団体が自由に作成する『規約』で最高労働時間や最低賃金が規定されることと関連して、労働側の権利や要求を無視しえず、そのため、NIRAは条項（第七条の項）で労働組合の団体交渉権を保障することにもなった。」と指摘している。これと同類の説明は広く行われているようだ、例えば秋原氏（前掲論文、一七三～七四頁）も「産業界へのカルテル結成権限の一方的付与が公共政策の『偏向』とみなされることは明らかであり、産業界以外の勢力からの強力な反対も予想される。そこで、カルテル形成に『消費者』や『労働者』の代表を参加させることができ、公共政策の建前上必要となり、業種別カルテルである公正競争規約（…………）の作成に当つての労働者代表の参加の道が開かれ」としている。しかしこれでは、労働同権化はせいぜい労資の利害妥協ないしは政策上のバランス論の域をはず、説得力ある説明とはいえないである。NIRAの根本を強制カルテル体制とみる観角では、この問題に十分な解答を与えるのである。

むすび

以上みてきたように、大恐慌下で國家的課題となつた失業・雇用問題（ただし実質的には失業の就業労働への影響問題）の解決に必要な労働力統制を原則的に労組の団体交渉力にゆだねることによって、NIRAは、団体交渉制を基軸とする産業の自主統制方式をとる政資の協同体制となつた。だが、この結果は、一つには、団体交渉がもともと就業労働者の労働条件の改善にかかわる性格のものだから、NIRAは事実上、時短による雇用増加よりは就業労働者の生活保障に重点をおく体制に性質が変化していた。もっともこれは、客観的にみれば、労働条件の改善を景気回復策とするそもそもその発想が誤りで、労働統制による労働標準の引上げは基本的には就業労働者の生活保障にかかる政策にすぎない事実に、根本的に規定された結果といえよう。また、もう一つ、産業の自主統制方式をとつた

帰結として、独占行為の禁止や国家の認可権の建前があつたにしても、実質的ないし事実上は、大資本の独占強化を排除しえないシステムとなつたことも、忘れてはなるまい。⁽²⁾

(3) NIRAを強制カルテル化政策とする議論は、政策の必然性の問題を結果の評価とすりかえた議論といえよう。

さてNIRAは、一面では、もともと景気回復策たりえない労働力統制をもつて景気回復を期待する、資本主義の誤解にもとづく政策であつたこと。また、現実には対資本交渉力の主体となる労組を基幹労働部分について欠如した状態で、団体交渉制に労働力統制をゆだねていたこと。そしてさらには、独占化を排除できず、事実上独占体の補強体制化してしまつたこと。これらの理由から、景気回復に失敗したのは当然として、客観的な意義をもつ労働者の生活保障体制としても定着しえずになつてしまつた。

しかし他面では、この失敗が現実のものとなる過程で、一九三四、五年以降、次第に積極的な雇用増加と景気回復策^②完全雇用政策としては財政金融のスペンディング政策、その対をなす消極的な対労働者の生活保障政策としては、組織可能な基幹産業労働者にはワグナー法による団体交渉制の実質化、未組織労働に対しても公正労働基準法による国家的労働標準の決定、さらに失業者に対しては社会保障法による生活保護のシステムを、そしてまた、この完全雇用・生活保障の労働保護体制と対立する独占に対しては、一定の枠をはめる反独占政策を形成していくのであって、NIRAはその第一歩を踏みだしたものと評価されねばなるまい。

労働同権化は、主として就業労働者の生活保障体制の担い手^③団体交渉制の主体形成として登場し、政治的には、大衆民主主義的政治体制の基盤となつて、右の完全雇用・生活保障体制の維持・拡充のため国家活動を規制する力を与えているのである。